

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

今般の平成 28 年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持に向けた切れ目のない支援を図るため、雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）制度の更なる特例措置を講じることとする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の内容

平成 28 年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、当該地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在するものに対して、休業等に係る雇調金の支給上限日数を、100 日から 300 日に引き上げる。

【現行制度の概要】

- 雇調金は、景気の変動、産業構造の変化等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図る場合において、次のとおり休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元負担額の一部を助成するもの。

大企業：1／2 中小企業：2／3

（※）雇用保険基本手当日額の最高（7,810 円）が日額の上限

【平成 28 年熊本地震に伴う現在の特例措置の概要】

平成 28 年熊本地震発生に伴う経済上の理由より、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、施行の日から起算して一年が経過するまで間、雇調金制度について、以下の特例を措置。

- 過去に雇調金を受給した日数がある場合について、その日数を受給可能日数から減じないこと。
- 本特例の対象として雇調金が支給された休業等の日数は、後に別途受給する場合の雇調金に係る受給可能日数から減じることとされている過去の受給日数には含めないこと。
- 雇用保険被保険者として継続雇用された期間が 6 か月未満の労働者について、助成対象とすること。
- 過去に雇調金を受けたことがある事業主について、支給対象期間が満了した日から起算して 1 年を経過していることとする要件を撤廃すること。
- 休業に係る助成率を中小企業 4／5、大企業 2／3 とする（九州 7 県に限る）こと。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 施行期日等

平成 28 年 8 月上旬 公布・施行（予定）

（※）公布日前に、既に平成 28 年熊本地震に係る雇調金の特例措置を受けている場合においても助成対象とする。

（以上）